

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的條件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次に掲げる旨を筐体<small>（かぶた）</small>の見やすい箇所に表示すること。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理である場合にあつては、筐体に代えて取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に表示することができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔三 自動車内に設置する親局 当該無線設備の送信は、自動車内においてのみ可能である旨〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 自動車内に設置する親局の無線設備は、自動車の電源から供給される電源によつてのみ動作すること。</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	